

独立監査人の監査報告書

平成19年6月20日


国立大学法人 千葉大学

学 長 古 在 豊 樹 殿

監査法人 トーマツ


指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

鈴木昌治 

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

品田和之 

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規
定に基づき、国立大学法人千葉大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの規
定第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計
算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明
細計算書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)並
びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報
告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち
会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下
「財務諸表等」という。)の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場か
ら、財務諸表等について意見を表明することにある。
当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に
公正と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法
人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。
監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の
表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、
学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め、全
体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として
意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が
監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部
者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。な
お、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学
法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が
国において一般に公正と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人千葉大学の財
政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な
点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示
しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認め
る。

追記情報

重要な会計方針<会計処理方法の変更>1.」に記載されているとおり、国立大学法人は
当事業年度より、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準及び固定資産の減損に係る国立
大学法人会計基準注解が適用されることとなったため、この会計基準を適用し財務諸表等を作
成している。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載す
べき利害関係はない。

以上